

## 平成20年度北陸農政局発注者 綱紀保持委員会(第1回)議事概要

農林水産省では、公共工事における談合事件が発生したことを踏まえ、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することを目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)を制定しました。

この中で、本省及び地方支分部局に不当な働きかけを受けた場合の調査分析や公表等について調査審議を行う「発注者綱紀保持委員会」を設置することとされました。

北陸農政局においては、平成19年11月21日に「北陸農政局発注者綱紀保持委員会」が設置され、平成20年度については、平成20年6月11日に第1回委員会が開催されました。

(概要については、別紙のとおり)

別 紙

平成20年度北陸農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 平成20年6月11日（水）  
9時30分 ～ 10時30分

場 所 局長室

出 席 者  
委 員 局長、企画調整室長、消費・安全部消費生活課長、食糧部食糧調整課長、生産経営流通部農産課長、農村計画部農村振興課長、統計部統計調整課長

幹 事 総務部長、総務部総務課長、整備部設計課長、総務部人事課長、総務部会計課長、

概 要

- 1 委員会の設置趣旨説明
- 2 発注者綱紀保持規程（マニュアル）について
- 3 平成19年度発注者綱紀保持対策等の経過報告
- 4 平成20年度 発注者綱紀保持研修等の実施計画について  
平成20年度中に、2回の研修を実施する。  
第1回は平成20年7月、第2回は平成20年11月に実施。

## 発注者綱紀保持マニュアル(概要)について

## 1. マニュアルの目的

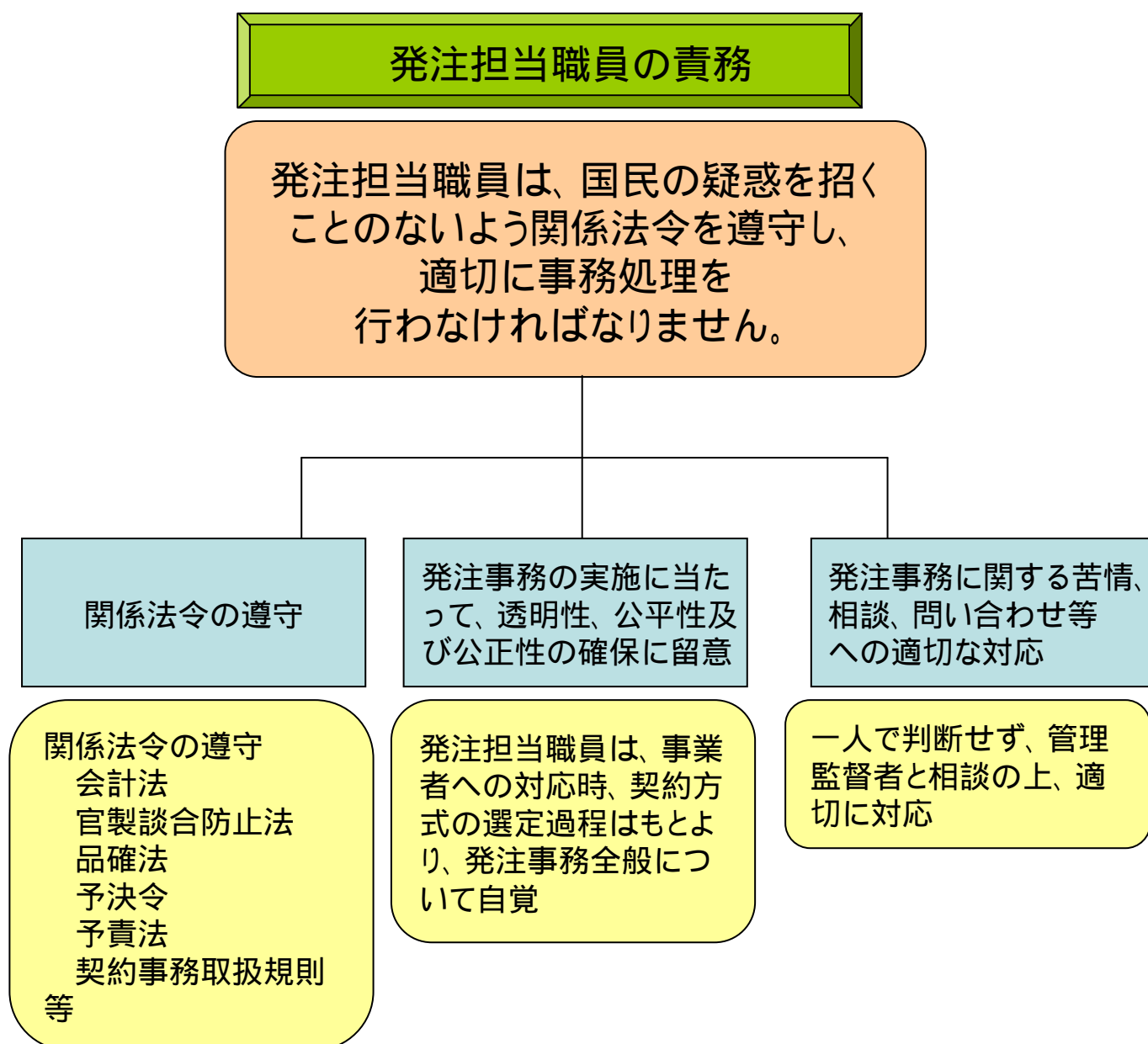
農林水産省の発注担当職員等の発注事務の適切な理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識高揚を図る。

## 2. マニュアルの活用方法

1. の目的を達成するため、研修・講習等に活用するとともに、各発注部局に備え付ける。

また、発注担当職員等がいつでも活用できるようデータベースに掲載する。

## 3. マニュアルの主な内容



## 管理監督者の責務

管理監督者の立場にある職員は、その職責の重要性を自覚し、自ら服務規律を遵守することはもとより、職場におけるリーダーとして発注担当職員の模範となるよう自らを律しなければなりません。

発注担当職員との意思疎通を積極的に図り、良好な職場環境を確立

同じ目標を持つ仲間として、一人の人間として部下職員を大切にする。

気軽に意見や相談のできる風通しの良い職場環境に努める。

発注担当職員を適切に指導監督し、適正な発注事務を確保

発注担当職員の責務が果たせるよう適切な指導監督を行う。

部下職員を指導した後のフォローが重要。

業者との応接方法と  
「働きかけ」を受けた場合の報告

発注担当職員

業務上必要な場合  
を除き接触しない

業界関係者

職務上必要な場合の対応

次に掲げる行為に該当するか  
受注業者との打ち合わせ  
見積業者との打ち合わせ  
入札・契約についての手続  
その他業務上必要と認められる場合

該当しない

接触しない

該当する

接触場所は受付応接カウンター  
その他の応接場所とする  
職員は複数で応接する

業者は次に掲げる「働きかけ」行為を行ったか  
参加資格の変更依頼  
指名競争への指名要請  
受注又は非受注の依頼  
公表前の設計金額、予定価格等の聴取  
公表前の発注予定の聴取  
等

該当しない

受発注可

該当する

業者に「働きかけ」を受けた旨伝え、直ちに接触を  
中止する  
報告書を速やかに作成

「働きかけ」  
の公表

発注者  
綱紀保持  
委員会

報告

発注者綱紀保持担当者

発注者綱紀保持責任者

## 【第三者からの不当な働きかけがあった場合】

発注担当職員は、勤務時間の内外を問わず、第三者からの不当な働きかけ(対面、郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による手段等)を受けた時は、当該働きかけを拒否しなければなりません。  
また、当該第三者に対して、不当な働きかけを受けた内容を記録し、公表する旨を伝えなければなりません。



- (1) 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- (2) 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- (3) 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- (4) 公表前における設計金額、予定価格、見積金額 又は 低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- (5) 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- (6) 公表前における発注予定に関する情報聴取
- (7) 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- (8) その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

## 発注事務のチェックポイント

### チェックの流れ

発注見通しの公表	仕様書及び設計書の作成		
契約措置請求	予定価格の作成	入札の公告	
業者選定手続	(随意契約)	入札執行	
契約の締結	前金等の支払	監督	契約の変更
完成検査	引渡	支払	

### チェックポイント(例)

#### 仕様書及び設計書

積算資料等を机上に放置していないか。

積算担当課への部外者立ち入りについて、制限措置をとっているか。

参考見積りは、複数の会社に依頼しているか。

積算の数量・単価等のチェックを適正に行っているか。

#### 予定価格

予定価格調書は、施錠された書庫等に保管されているか。

予定価格が1,000万円を超える工事、製造、役務の提供について、調査基準価格が記載されているか。

契約保証に係る補正率等は適正に算出されているか。

予定価格、積算調書の省略は適正か。

予定価格の金額の訂正を行っていないか。

## 遵守すべき関係法令

- ・国家公務員法、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程
- ・刑法
- ・独占禁止法、官製談合防止法 等

## 別添 2

### 北陸農政局発注者綱紀保持研修等の実施方針について

北陸農政局における発注者綱紀保持のための研修については、発注を行う北陸農政局、農政事務所及び事業所等管内全ての組織を対象とすることから、以下の考え方に基づき研修を実施する。

#### 1 研修

北陸農政局、農政事務所及び事業所等における発注担当課長等及び発注者を対象とした研修を実施する。

#### 2 その他

上記研修に加え、管内農政事務所・事業所等次長、庶務課長及び総務課長会議、管内農政事務所、事業所等経理担当者会議等発注に関する者の会議において、管理監督者及び発注担当者に対し説明の場を設けることとする。

## 発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への 周知方針について

北陸農政局ホームページに、農林水産省発注者綱紀保持規程のほか、発注者綱紀保持の取組状況について掲載する。

以下の内容を入札公告、発注窓口に掲載又は掲示を行い、併せて、関係業者に周知徹底する。

- ・ 農林水産省においては、発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を行っていること
- ・ 不当な働きかけを受けた場合においては、ホームページに公表すること